

平成 29 年度 琴浦町国民健康保険運営協議会（第 2 回） 日程

日時 平成 30 年 2 月 15 日(木) 14:00～16:00

場所 琴浦町役場本庁舎 第 1 会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 会議録署名委員指名

---

(2) 平成 29 年度国民健康保険特別会計執行見込について

- ① 年齢別保険給付費 推移（平成 22 年度～平成 29 年度見込）・・・ P 1
- ② 年齢区分別 1 人当たり保険給付費推移（平成 22 年度～平成 29 年度見込） P 2
- ③ 被保険者数及び総人口推移（平成 20 年 4 月～平成 30 年 1 月）・・・ P 3
- ④ 保険別被保険者数推移（平成 20 年 4 月～平成 30 年 1 月）・・・ P4
- ⑤ 平成 29 年度国保税収納状況（1 月末）・・・ P 5
- ⑥ 平成 29 年度国民健康保険特別会計補正状況・・・ P 6
- ⑦ 平成 29 年度国保保健事業実施状況（報告）・・・ P 7～10

(3) 平成 30 年度国民健康保険制度改正について

- ① 平成 30 年度国保制度改正のあらまし・・・ P11
- ② その他制度改正（保険税関係）・・・ P12
- ③ 平成 30 年度国保特別会計予算（案）・・・ P13
- ④ 平成 30 年度国民健康保険税率（案）・・・ P14
- ⑤ 保険税率比較（平成 29 年度、平成 30 年度標準保険税率）・・・ P15
- ⑥ 激変緩和措置一覧・・・ P16
- ⑦ 今後の財政運営イメージ・・・ P17
- ⑧ 鳥取市の保険料率について・・・（別冊）

(4) 第 2 期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第 3 期特定健康診査等実施計画（案）について

- ① 計画の概要・・・ P18
- ② 計画（案）・・・（別冊）

(5) 運営協議会委員の定数等について・・・ P20

(6) その他

- ① ジェネリック医薬品数量シェア推移（平成 26 年 4 月分から）・・・ P22

4 閉 会

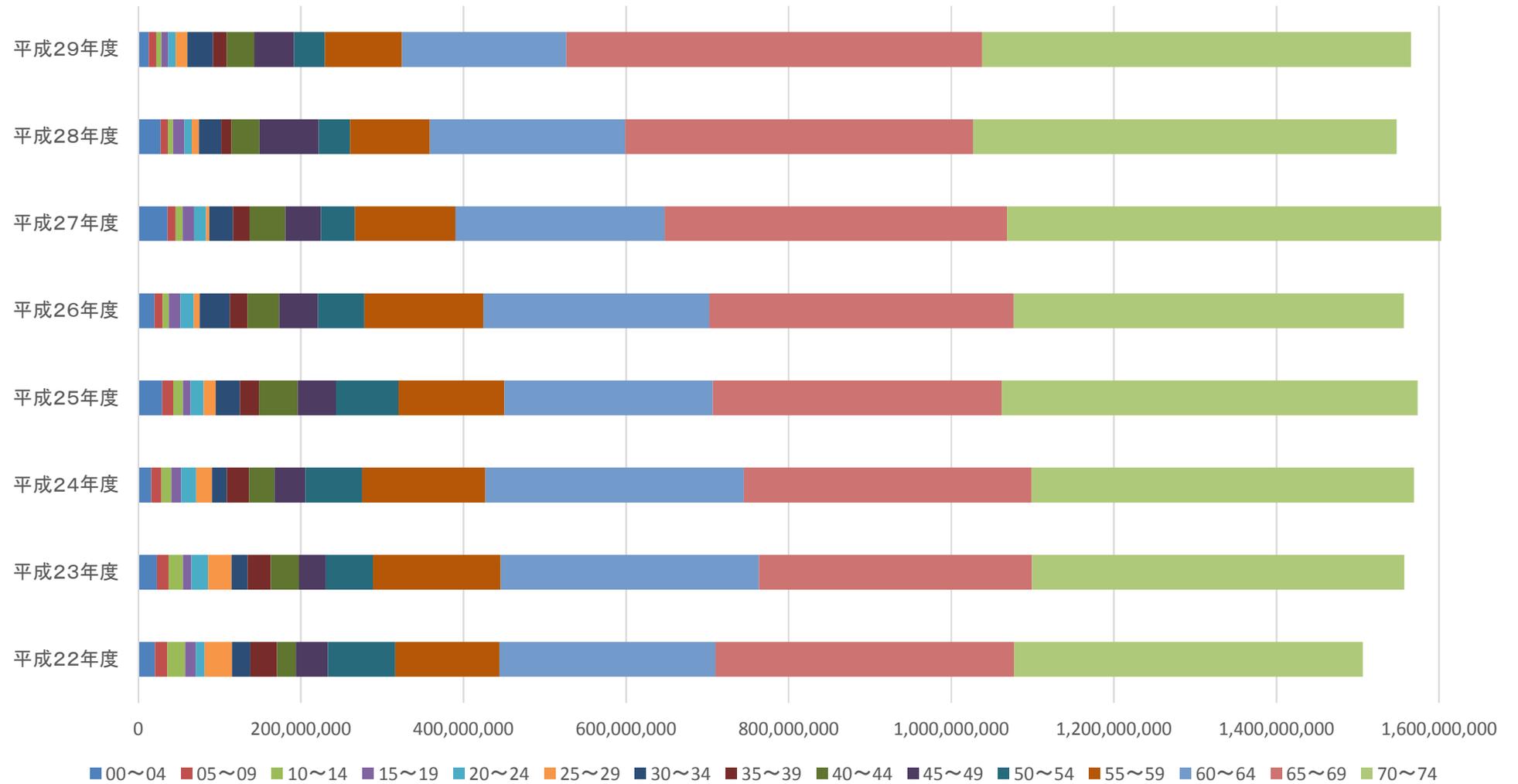
# 会議出席者一覧

平成29年度琴浦町国民健康保険運営協議会  
(平成30年2月15日)

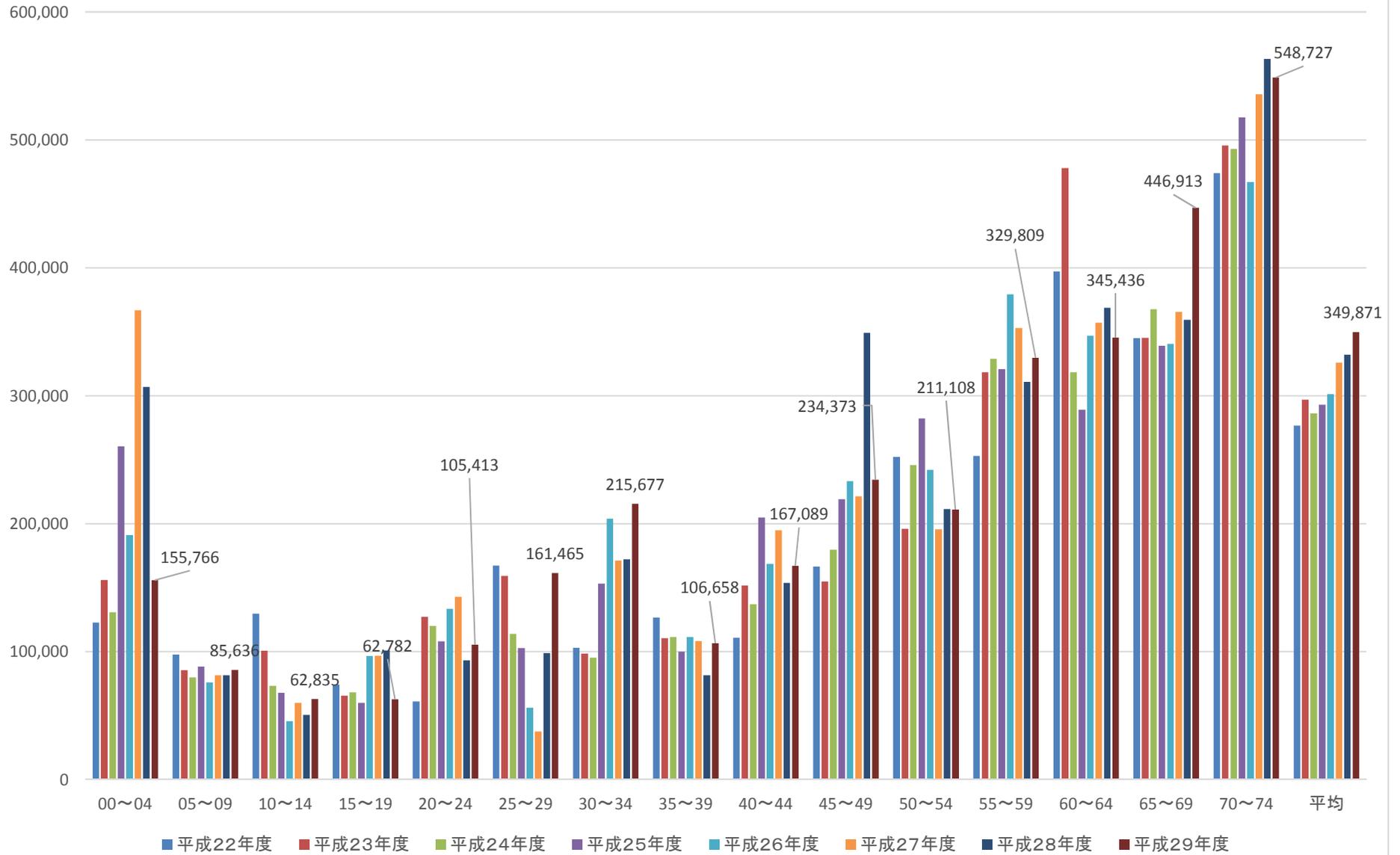
	氏名	出欠状況		備考
		出席	欠席	
被保険者代表	倉本稔		○	
	安谷潔美		○	
	森実男	○		
	入江里美	○		
公益代表	澤田豊秋	○		議会
	三浦勝美	○		農業委員会
	田中千明		○	食生活改善推進員
	藤本多津子	○		民生児童委員
医療機関代表	青木哲哉	○		
	浦辺朋子	○		
	石亀裕通		○	
	家森好恵	○		

	氏名	所属
事務局	小松弘明	町長
	大田晃弘	町民生活課 課長
	澁谷淳子	税務課
	難波浩幸	子育て健康課
	後藤法子	子育て健康課
	高多佑典	町民生活課
	黒木裕子	町民生活課
	岩本早	町民生活課

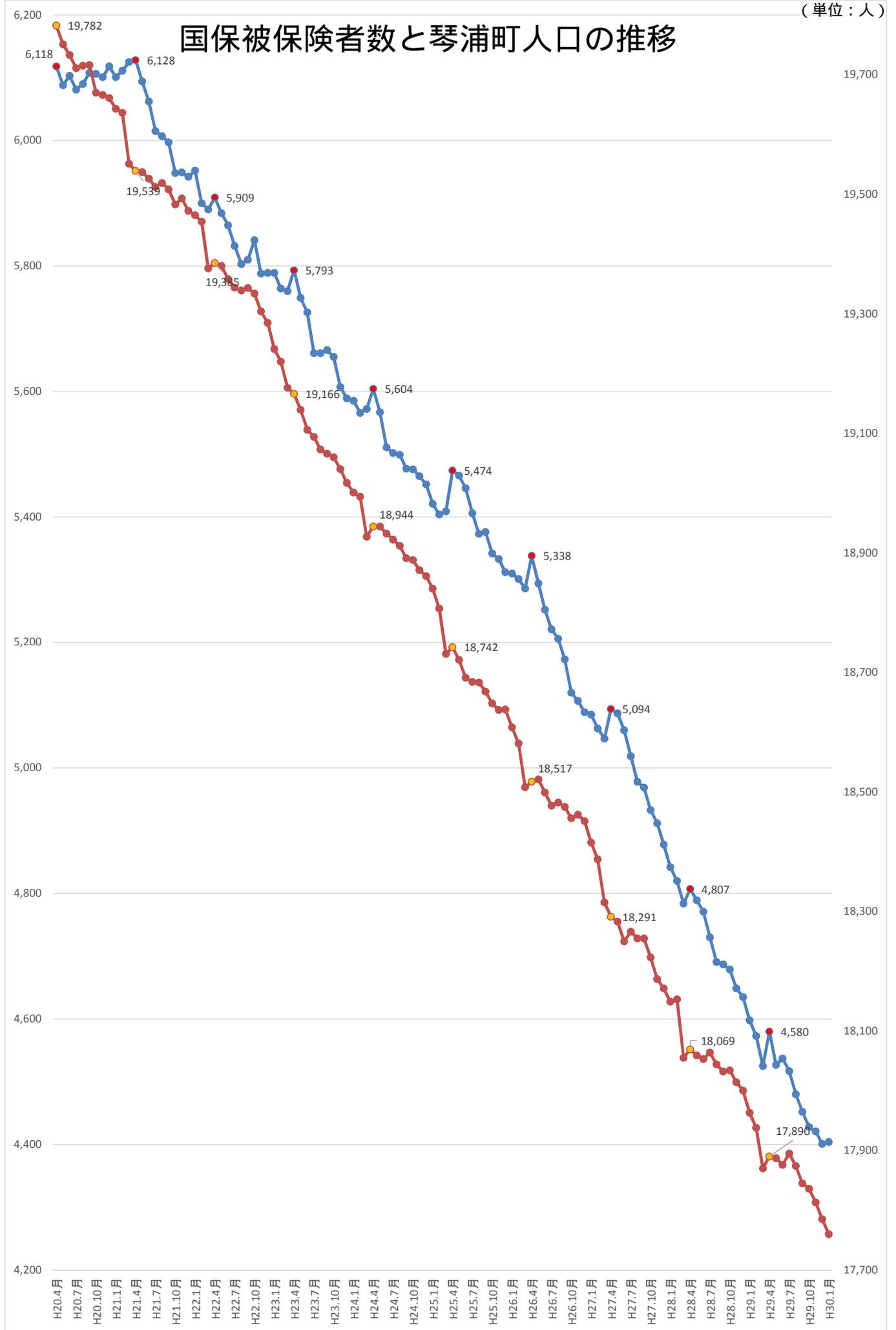
琴浦町国民健康保険 年齢別保険給付費 推移  
 (保険者負担額+高額療養費現物+食事療養費保険者負担額) (単位:円)

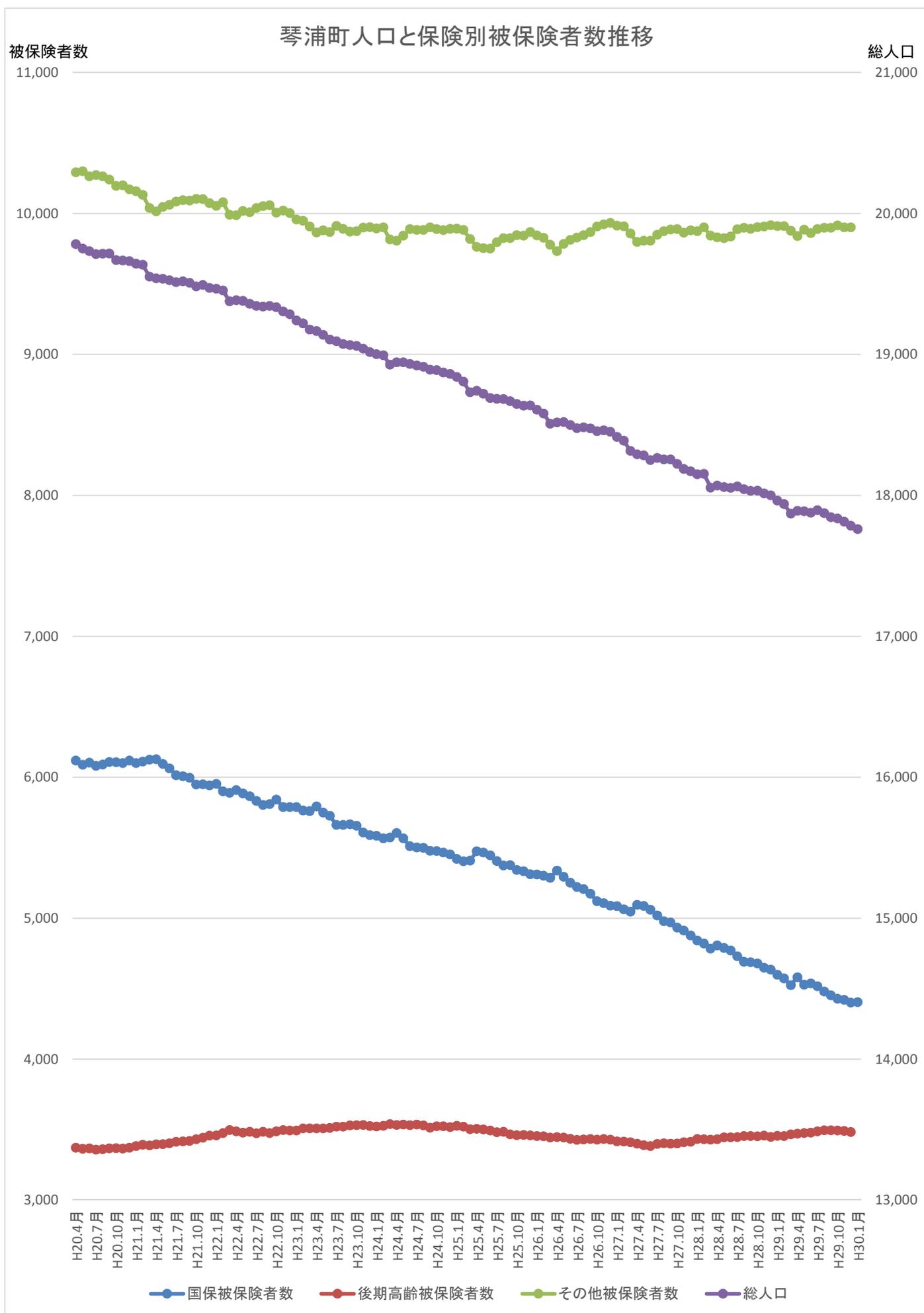


琴浦町国民健康保険 年齢区分別1人当たり保険給付費(年間) 比較  
(単位:円)



# 国保被保険者数と琴浦町人口の推移





平成29年度収納状況の対前年比較表(平成30年1月末)

作成日

平成30年2月1日

税目名	1月月末納付状況																徴収率 対前年
	29年度								28年度								
	予算現額	調定済額	収入済額	未収額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	徴収率%	予算現額	調定済額	収入済額	未収額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	徴収率%	
<b>1. 国民健康保険税</b>																	
<b>医療給付費分</b>	291,408,000	342,767,138	233,015,995	109,751,143		428,914	110,180,057	67.98	310,300,000	356,577,693	236,366,771	120,210,922		368,970	120,579,892	66.29	1.69
現年課税分	278,250,000	288,284,300	217,865,830	70,418,470		428,914	70,847,384	75.57	293,815,000	292,836,540	221,393,161	71,443,379		368,970	71,812,349	75.60	-0.03
滞納繰越分	13,158,000	54,482,838	15,150,165	39,332,673			39,332,673	27.81	16,485,000	63,741,153	14,973,610	48,767,543			48,767,543	23.49	4.32
(1) 一般被保険者保険税	283,002,000	336,806,756	228,717,796	108,088,960		423,571	108,512,531	67.91	296,137,000	346,875,586	229,463,227	117,412,359		368,970	117,781,329	66.15	1.76
現年課税分	270,016,000	283,415,988	213,948,618	69,467,370		423,571	69,890,941	75.49	279,902,000	284,460,057	214,664,977	69,795,080		368,970	70,164,050	75.46	0.03
滞納繰越分	12,986,000	53,390,768	14,769,178	38,621,590			38,621,590	27.66	16,235,000	62,415,529	14,798,250	47,617,279			47,617,279	23.71	3.95
(2) 退職被保険者保険税	8,406,000	5,960,382	4,298,199	1,662,183		5,343	1,667,526	72.11	14,163,000	9,702,107	6,903,544	2,798,563			2,798,563	71.16	0.96
現年課税分	8,234,000	4,868,312	3,917,212	951,100		5,343	956,443	80.46	13,913,000	8,376,483	6,728,184	1,648,299			1,648,299	80.32	0.14
滞納繰越分	172,000	1,092,070	380,987	711,083			711,083	34.89	250,000	1,325,624	175,360	1,150,264			1,150,264	13.23	21.66
<b>後期高齢者支援金分</b>	100,030,000	113,307,281	80,521,789	32,785,492		76,477	32,861,969	71.06	92,950,000	116,486,085	81,501,451	34,984,634		56,065	35,040,699	69.97	1.10
現年課税分	96,728,000	101,309,700	76,438,620	24,871,080		76,477	24,947,557	75.45	88,689,000	102,859,064	77,524,936	25,334,128		56,065	25,390,193	75.37	0.08
滞納繰越分	3,302,000	11,997,581	4,083,169	7,914,412			7,914,412	34.03	4,261,000	13,627,021	3,976,515	9,650,506			9,650,506	29.18	4.85
(1) 一般被保険者保険税	97,117,000	111,355,012	79,079,600	32,275,412		74,020	32,349,432	71.02	88,160,000	113,265,312	79,125,698	34,139,614		56,065	34,195,679	69.86	1.16
現年課税分	93,857,000	99,610,123	75,071,664	24,538,459		74,020	24,612,479	75.37	83,969,000	99,937,771	75,179,771	24,758,000		56,065	24,814,065	75.23	0.14
滞納繰越分	3,260,000	11,744,889	4,007,936	7,736,953			7,736,953	34.12	4,191,000	13,327,541	3,945,927	9,381,614			9,381,614	29.61	4.52
(2) 退職被保険者保険税	2,913,000	1,952,269	1,442,189	510,080		2,457	512,537	73.87	4,790,000	3,220,773	2,375,753	845,020			845,020	73.76	0.11
現年課税分	2,871,000	1,699,577	1,366,956	332,621		2,457	335,078	80.43	4,720,000	2,921,293	2,345,165	576,128			576,128	80.28	0.15
滞納繰越分	42,000	252,692	75,233	177,459			177,459	29.77	70,000	299,480	30,588	268,892			268,892	10.21	19.56
<b>介護納付金分</b>	34,466,000	41,904,480	27,206,669	14,697,811		10,009	14,707,820	64.93	38,674,000	44,978,424	28,114,815	16,863,609		17,065	16,880,674	62.51	2.42
現年課税分	32,342,000	33,576,800	24,545,724	9,031,076		10,009	9,041,085	73.10	36,330,000	35,435,796	25,776,780	9,659,016		17,065	9,676,081	72.74	0.36
滞納繰越分	2,124,000	8,327,680	2,660,945	5,666,735			5,666,735	31.95	2,344,000	9,542,628	2,338,035	7,204,593			7,204,593	24.50	7.45
(1) 一般被保険者保険税	31,949,000	40,209,886	26,020,568	14,189,318		10,009	14,199,327	64.71	33,930,000	42,104,243	26,064,711	16,039,532		17,065	16,056,597	61.91	2.81
現年課税分	29,867,000	32,154,498	23,432,475	8,722,023		10,009	8,732,032	72.87	31,656,000	32,905,548	23,775,847	9,129,701		17,065	9,146,766	72.25	0.62
滞納繰越分	2,082,000	8,055,388	2,588,093	5,467,295			5,467,295	32.13	2,274,000	9,198,695	2,288,864	6,909,831			6,909,831	24.88	7.25
(2) 退職被保険者保険税	2,517,000	1,694,594	1,186,101	508,493			508,493	69.99	4,744,000	2,874,181	2,050,104	824,077			824,077	71.33	-1.34
現年課税分	2,475,000	1,422,302	1,113,249	309,053			309,053	78.27	4,674,000	2,530,248	2,000,933	529,315			529,315	79.08	-0.81
滞納繰越分	42,000	272,292	72,852	199,440			199,440	26.76	70,000	343,933	49,171	294,762			294,762	14.30	12.46
<b>一般被保険者保険税</b>	412,068,000	488,371,654	333,817,964	154,553,690		507,600	155,061,290	68.35	418,227,000	502,245,141	334,653,636	167,591,505		442,100	168,033,605	66.63	1.72
現年課税分	393,740,000	415,180,609	312,452,757	102,727,852		507,600	103,235,452	75.26	395,527,000	417,303,376	313,620,595	103,682,781		442,100	104,124,881	75.15	0.10
滞納繰越分	18,328,000	73,191,045	21,365,207	51,825,838			51,825,838	29.19	22,700,000	84,941,765	21,033,041	63,908,724			63,908,724	24.76	4.43
<b>退職被保険者保険税</b>	13,836,000	9,607,245	6,926,489	2,680,756		7,800	2,688,556	72.10	23,697,000	15,797,061	11,329,401	4,467,660			4,467,660	71.72	0.38
現年課税分	13,580,000	7,990,191	6,397,417	1,592,774		7,800	1,600,574	80.07	23,307,000	13,828,024	11,074,282	2,753,742			2,753,742	80.09	-0.02
滞納繰越分	256,000	1,617,054	529,072	1,087,982			1,087,982	32.72	390,000	1,969,037	255,119	1,713,918			1,713,918	12.96	19.76
<b>現年課税分</b>	407,320,000	423,170,800	318,850,174	104,320,626		515,400	104,836,026	75.35	418,834,000	431,131,400	324,694,877	106,436,523		442,100	106,878,623	75.31	0.04
<b>滞納繰越分</b>	18,584,000	74,808,099	21,894,279	52,913,820			52,913,820	29.27	23,090,000	86,910,802	21,288,160	65,622,642			65,622,642	24.49	4.77
<b>本税計</b>	425,904,000	497,978,899	340,744,453	157,234,446		515,400	157,749,846	68.43	441,924,000	518,042,202	345,983,037	172,059,165		442,100	172,501,265	66.79	1.64
<b>延滞金</b>	2,384,000	4,140,384	4,140,384					100.00	1,351,000	4,001,125	4,001,125					100.00	
<b>合計</b>	428,288,000	502,119,283	344,884,837	157,234,446		515,400	157,749,846	68.69	443,275,000	522,043,327	349,984,162	172,059,165		442,100	172,501,265	67.04	1.64

平成29年度国民健康保険特別会計予算  
歳入

12月追加 3月

科目	科目の内訳	H29 当初	補正1号 ~3号	補正4号	補正5号	補正後
1国民健康保険税	一般 現年 医療給付分	270,016			306	270,322
	後期高齢者支援金分	93,857			1,141	94,998
	介護給付分	29,867			200	30,067
	滞繰 医療給付分	12,986			1,783	14,769
	後期高齢者支援金分	3,260			747	4,007
	介護給付分	2,082			506	2,588
	退職 現年 医療給付分	8,234			-3,421	4,813
	後期高齢者支援金分	2,871			-1,192	1,679
	介護給付分	2,475			-1,070	1,405
	滞繰 医療給付分	172			208	380
	後期高齢者支援金分	42			33	75
	介護給付分	42			30	72
	計	425,904	0	0	-729	425,175
	2国庫支出金	国庫負担金 事務費負担金	1			
国庫負担金 事務費負担金(過年度)		1				1
国庫負担金 療給等負担金		387,610			-40,157	347,453
国庫負担金 療給等負担金(過年度)		1				1
高額医療共同事業費負担金		15,180	176		836	16,192
特定健康診査等負担金		2,650	-256			2,394
国庫補助金 調整交付金(普通)		120,000				120,000
国庫補助金 調整交付金(特別)		141				141
出産一時金補助金						0
特別対策費補助金		1				1
計		525,585	-80	0	-39,321	486,184
3療養給付費交付金	療養給付費等交付金	31,190	-2,621		6,671	35,240
	療養給付費等交付金(過年度)	1				1
計	31,191	-2,621	0	6,671	35,241	
4使用料及び手数料	督促手数料	1				1
5前期高齢者交付金	前期高齢者交付金 現年度分	621,243	96,256			717,499
	前期高齢者交付金 過年度分	1	23,371			23,372
計	621,244	119,627	0	0	740,871	
6県支出金	高額医療費共同事業交付金	15,180	176		-1,188	14,168
	特定健康診査等負担金	2,650	-256			2,394
	財政調整交付金	90,000				90,000
計	107,830	-80	0	-1,188	106,562	
7共同事業交付金	高額医療費共同事業費負担金	73,068	1,437			74,505
	保険財政共同安定化事業交付金	540,576	-38,897			501,679
計	613,644	-37,460	0	0	576,184	
8財産収入	利子及び配当金 預託金利子					0
	調整基金利子	1				1
計	1	0	0	0	1	
9寄付金	寄付金	1	0	0	0	1
10繰入金	一般会計繰入金 基盤安定繰入	87,364	13,139			100,503
	職員給与等繰入	20,469	2,749	58	-679	22,597
	出産育児繰入	4,200				4,200
	財政安定化繰入	18,651			8,174	26,825
	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金繰入金		324			324
	その他(赤字対応)繰入	4,638				4,638
	基金繰入金 (財政調整基金繰入)					0
	計	135,322	16,212	58	7,495	159,087
11諸収入	延滞金 一般	1,350	1,033		1,757	4,140
	延滞金 退職	1				1
	預金利子	1				1
	特定健康診査等受託料					0
	滞繰処分費	1				1
	第三者納付金 一般	10	33		285	328
	第三者納付金 退職	2				2
	返納金 療養給付返納金 一般	200	2,749		274	3,223
	返納金 療養給付返納金 退職	1				1
	雑入	50				50
	雑入(特定健診)					0
	計	1,616	3,815	0	2,316	7,747
	12繰越金	前年度繰越金	28,866	2,679	0	
歳入合計	2,491,205	102,092	58	-24,756	2,568,599	

(単位:千円)

歳出

12月追加 3月

科目	科目の内訳	H29 当初	補正1号 ~3号	補正4号	補正5号	補正後	
1総務費	総務管理費 一般管理	18,613	3,073	58	-626	21,118	
	連合会負担金	1,757				1,757	
	諸費					0	
	退職適用適正化					0	
	徴税费 賦課徴収費	20			-16	4	
	納税奨励金					0	
	滞繰処分費	1			-1	0	
	運営協議会費	78			-36	42	
	計	20,469	3,073	58	-679	22,921	
	2保険給付費	療養給付費 一般	1,263,540	87,000		10,603	1,361,143
		療養給付費 退職	26,350	-1,000		-3,000	22,350
療養費 一般		6,000	-1,000		-400	4,600	
療養費 退職		144	-100		0	44	
審査支払業務費		4,389			0	4,389	
高額療養費 一般		186,000	33,000		-1,000	218,000	
高額療養費 退職		6,120	-3,000		-500	2,620	
一般被保険者高額介護合算療養費		650			-300	350	
退職被保険者高額介護合算療養費		134			-84	50	
移送費 一般		10			-10	0	
移送費 退職		10			-10	0	
出産育児一時金		6,300				6,300	
葬祭費		800			-180	620	
計		1,500,447	114,900	0	5,119	1,620,466	
3後期高齢者支援金等		後期高齢者支援金	256,578	-11,515			245,063
	後期高齢者関係事務費拠出金	19				19	
計	256,597	-11,515	0	0	245,082		
4前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金	165	736		0	901	
	前期高齢者関係事務費拠出金	19			-1	18	
計	184	736	0	-1	919		
5老人保健拠出金	医療費拠出金	1			-1	0	
	事務費拠出金	10	-3			7	
計	11	-3	0	-1	7		
6介護納付金	介護納付金	95,321	-4,616		0	90,705	
7共同事業拠出金	高額医療費共同拠出金	73,068	-11,642		0	61,426	
	保険財政共同安定化事業拠出金	518,076	-36,714		-468	480,894	
	高額医療共同事業事務費拠出金					0	
	保険財政共同安定化事業事務費拠出金	1			-1	0	
	その他共同事業事務費拠出金	1			-1	0	
計	591,146	-48,356	0	-470	542,320		
8保健事業推進費	保健事業	541	-40		-100	401	
	特定検診実施等事業	13,648	-2,487		-972	10,189	
	人間ドック事業	4,429	-832		-269	3,328	
計	18,618	-3,359	0	-1,341	13,918		
9諸支出金	保険税還付金 一般	2,300				2,300	
	保険税還付金 退職	50				50	
	還付加算金 一般	50				50	
	還付加算金 退職	10				10	
	国庫支出金返納金	5,000	24,850			29,850	
	計	7,410	24,850	0	0	32,260	
10基金積立金	財政調整基金積立金	1				1	
11公債費	利子 一時借入金利子	1			-1	0	
12予備費	予備費	1,000	26,382		-27,382	0	
歳出合計	2,491,205	102,092	58	-24,756	2,568,599		

## 平成 29 年度国保保健事業について（報告）

### ①国保特定健康診査（特定健診）

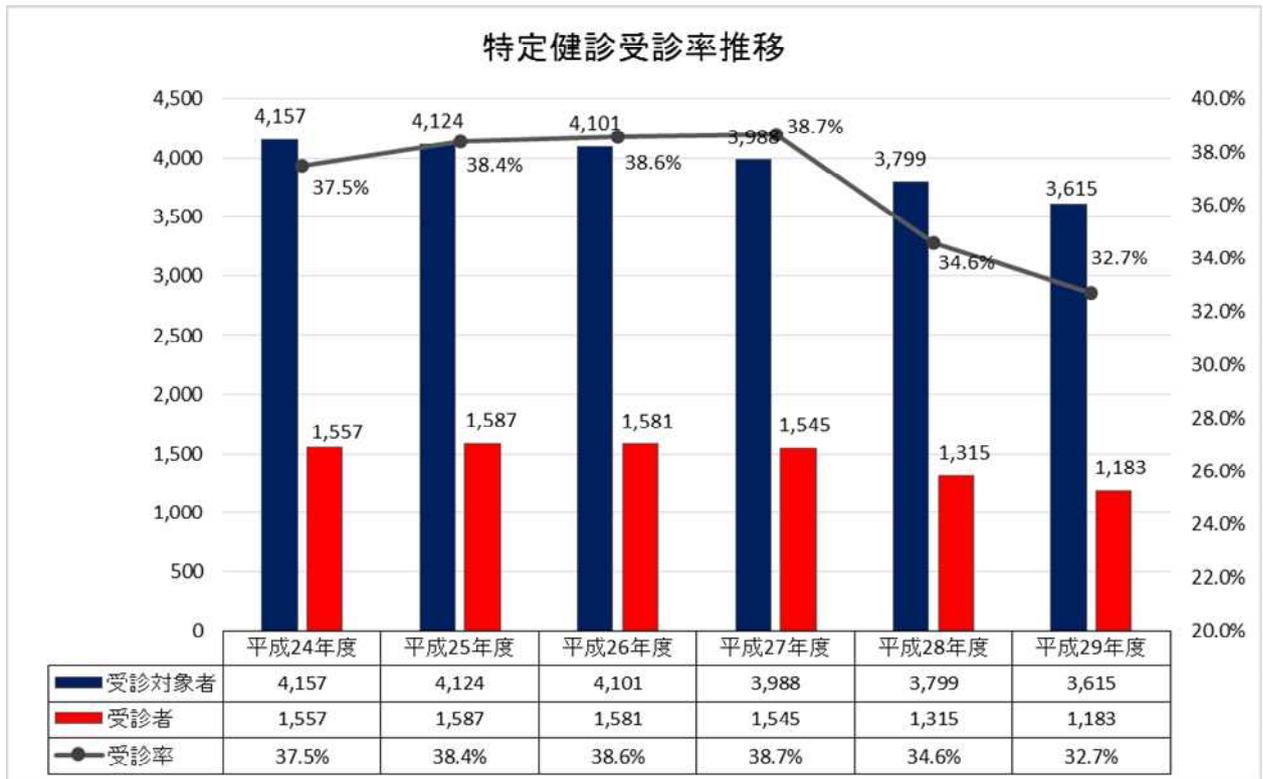
平成 29 年度の特定健診の対象者数は 3,615 人（前年 3,799 人）で受診者数は 1 月 26 日時点で報告分で集計したところ 1,183 人（前年比△132 人）でした。受診率は 32.7%（前年比△1.9%）と 2 年連続で前年を下回った結果となりました。

受診者の動向としては、集団セット検診での受診者が 716 人（前年比△71 人、△9.0%）、医療機関での受診が 467 人（△60 人、△11.4%）という結果となりました。

平成 28 年度に続き平成 29 年度もがん検診について、対象者全員に受診券を配布し、健診当日に受け付けるという受付方法を行いました。受診率の回復まで至りませんでした。

地区別受診率では、受診率が前年度を超えた地区があるものの、安田地区で前年度比△6%と大きく下げるとともに浦安地区、八橋地区、赤碕地区といった人口の多い地区において受診率が 2.7%下がっており、全体の受診率に影響する結果となっています。

年代別受診率では、55－59 歳代が前年同月比＋6.8%と牽引し、69 歳以下の受診率が 31.1%（＋0.51%）と昨年以上の受診率となりましたが、70 歳以上の受診率が 35.9%（△10.9%）と大きく落ち込み、全体の受診率に大きく影響を与える結果となりました。

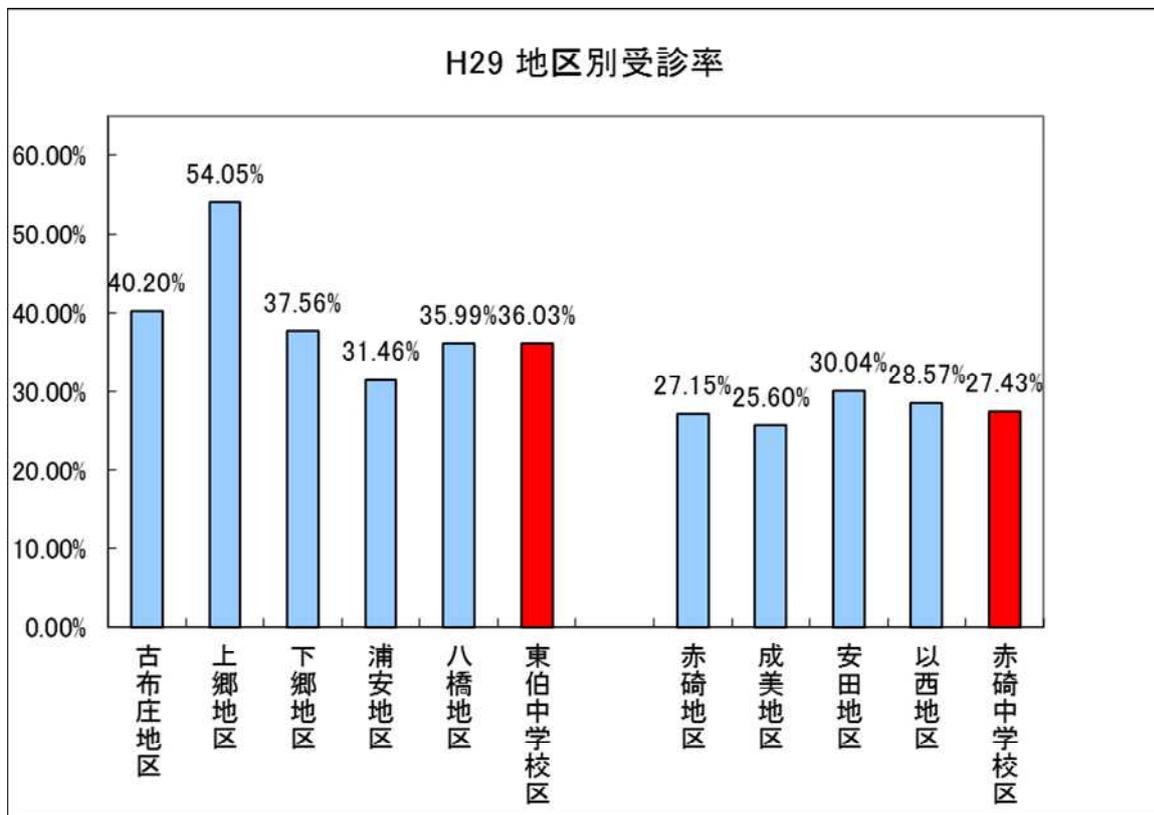


また、本人同意に基づく医療機関からの診療データの提供については、町内の 8 医療機関と契約を行い、取り組みました。その結果、1 月 26 日時点で 27 件（平成 28 年：46 件）の情報提供がありました。

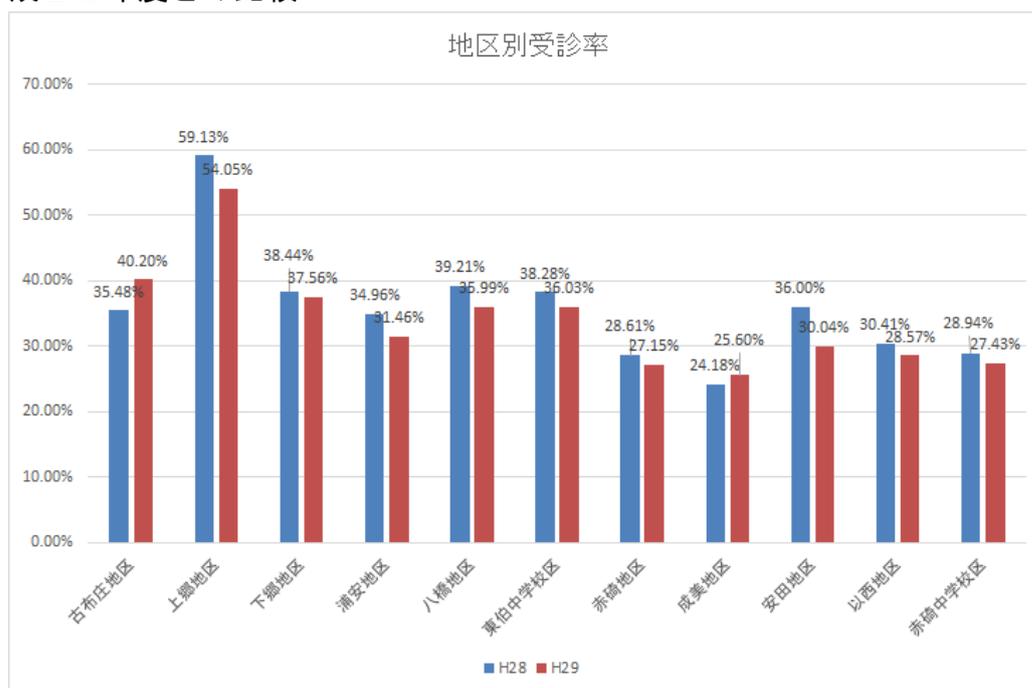
◎地区別受診率の比較

安田地区は△6%と大きく受診率を下げた。また、対象者数の多い浦安地区、八橋地区、赤碕地区で受診率が減少する結果となった。

1. 平成29年度地区別受診率

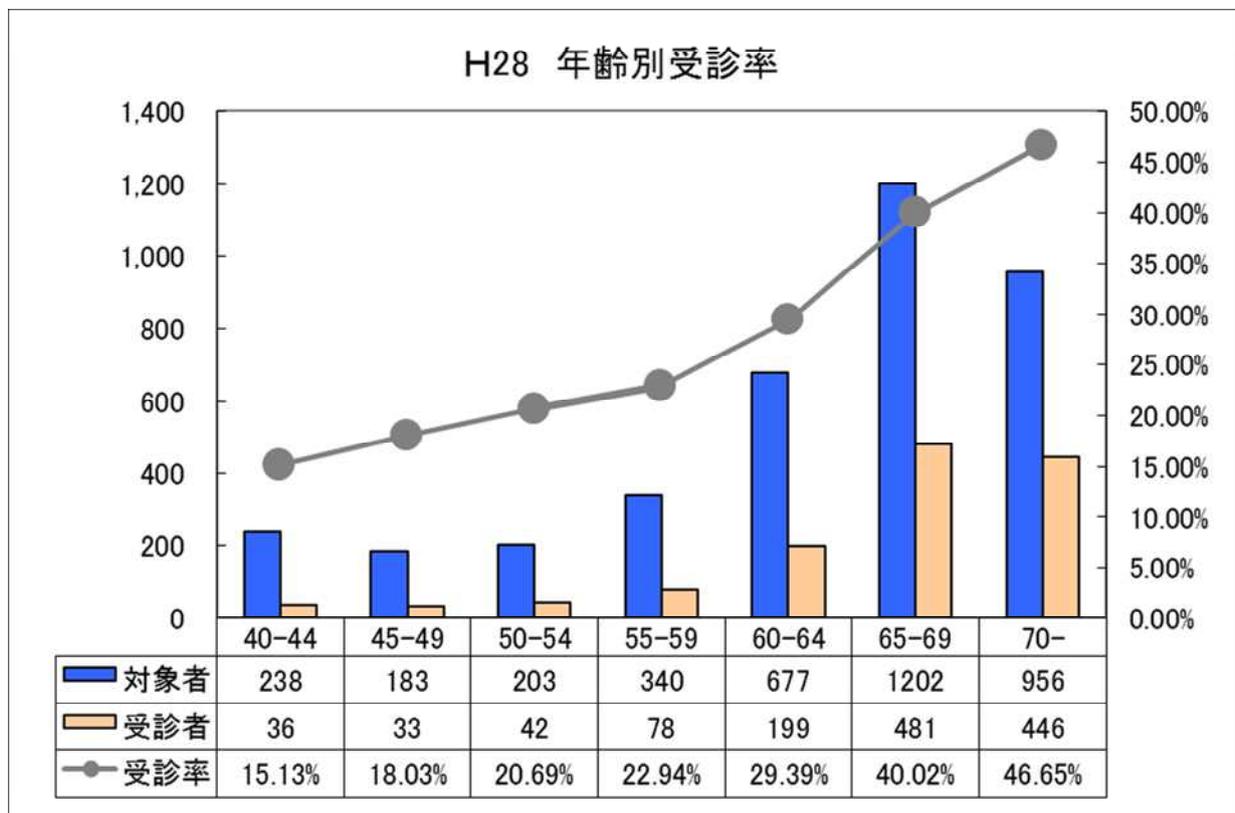
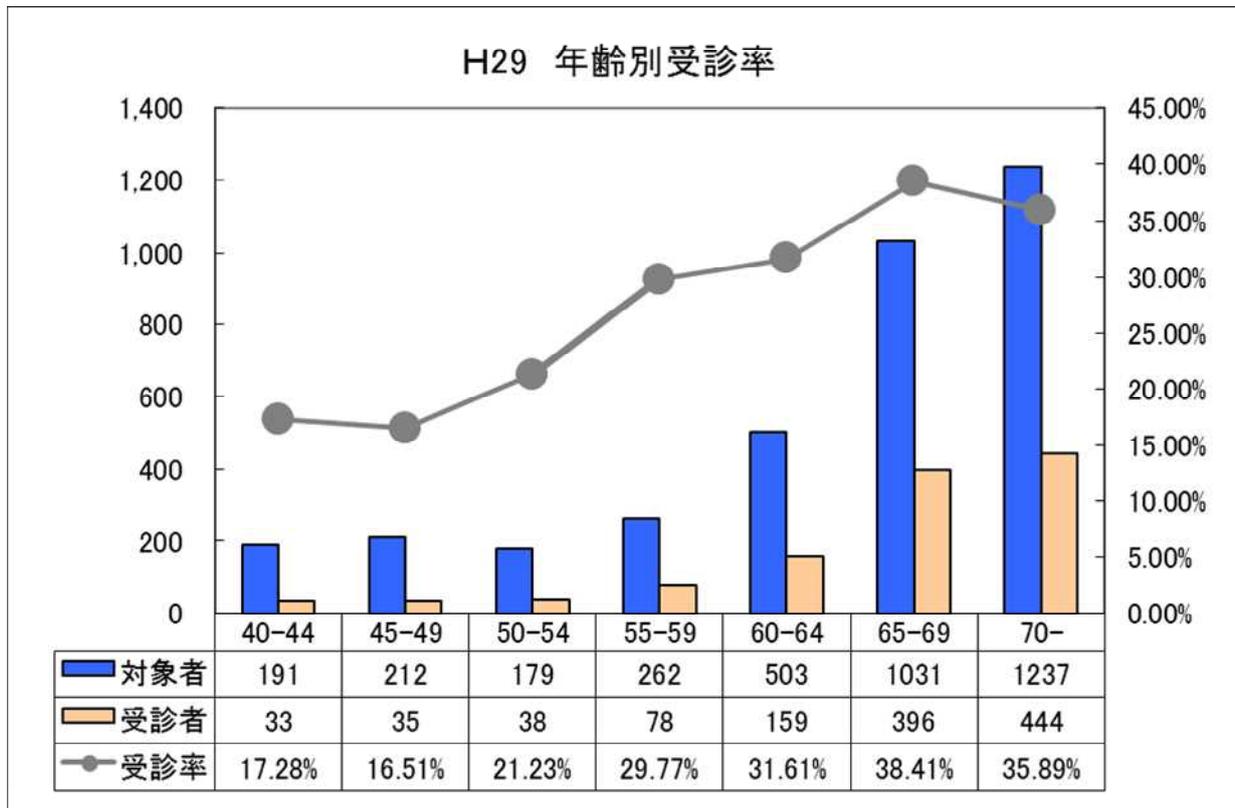


2. 平成28年度との比較



◎年代別受診率の推移

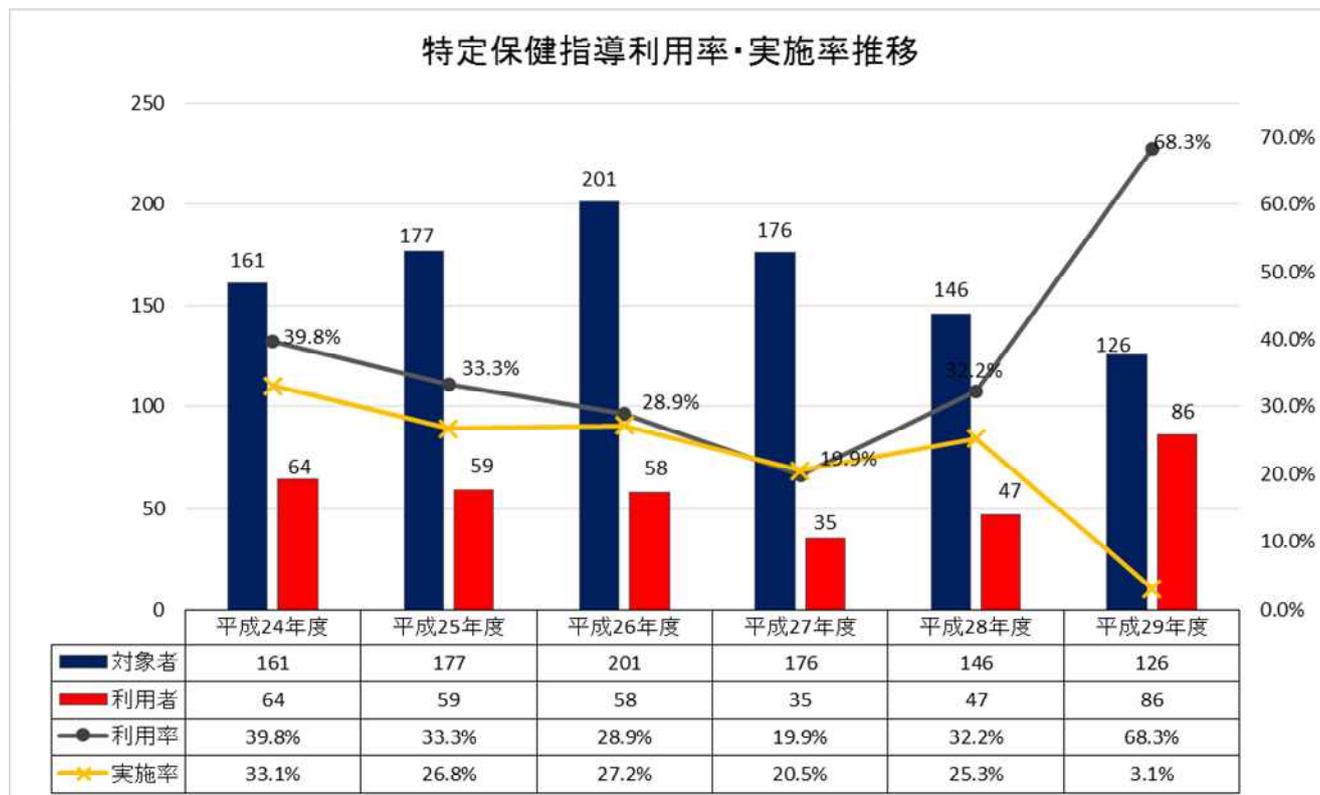
69歳以下の受診率は+0.51%と増加。70歳以上の受診率の減少が大きい。



## ②特定保健指導

平成 29 年度の特定保健指導利用者数は、86 人（+39 人）と増加し（1 月 25 日時点）、60%台に到達しました。集団セット検診会場で、過去 6 年間の検診結果を示しながらの初回面談や利用勧奨を行ったことが利用率上昇の要因と思われます。6 ヶ月後の最終面談までより多くの人々が継続し終了できるよう、引き続き支援していきたいと思えます。

医療機関受診者については、保健師と面談する機会が一度もなく、特定保健指導の説明が不十分となるためか、利用を拒否する人が多い傾向にあります。30 年度は、医療機関においても特定保健指導の説明や利用勧奨を行っていただけるような体制を整えていきます。



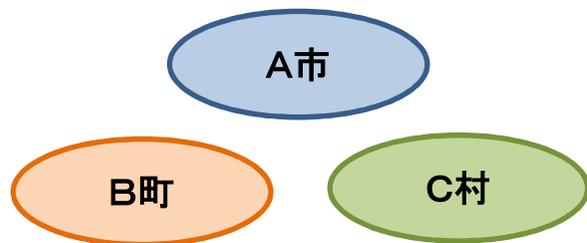
## ③糖尿病・慢性腎臓病（CKD）重症化予防訪問指導

医療機関における特定健診の結果、血糖検査値（空腹時血糖値 110 以上、HbA1c 値 6.1% 以上）、慢性腎臓病（CKD）に係る検査値（eGFR 値 50 未満、尿たんぱく + 以上）に所見を有する者に対し訪問指導を実施し、紹介状による医療機関への受診勧奨及び食事・運動などの生活指導を行いました。

平成 29 年度は、訪問指導対象者 15 人（内要精密検査対象者 8 人）に対して 11 人に訪問指導を実施しています（1 月 25 日時点）。引き続き、対象者への訪問指導を継続し、精密検査の結果確認を確実にし、糖尿病予防と CKD の重症化予防に力を入れていきたいと思えます。

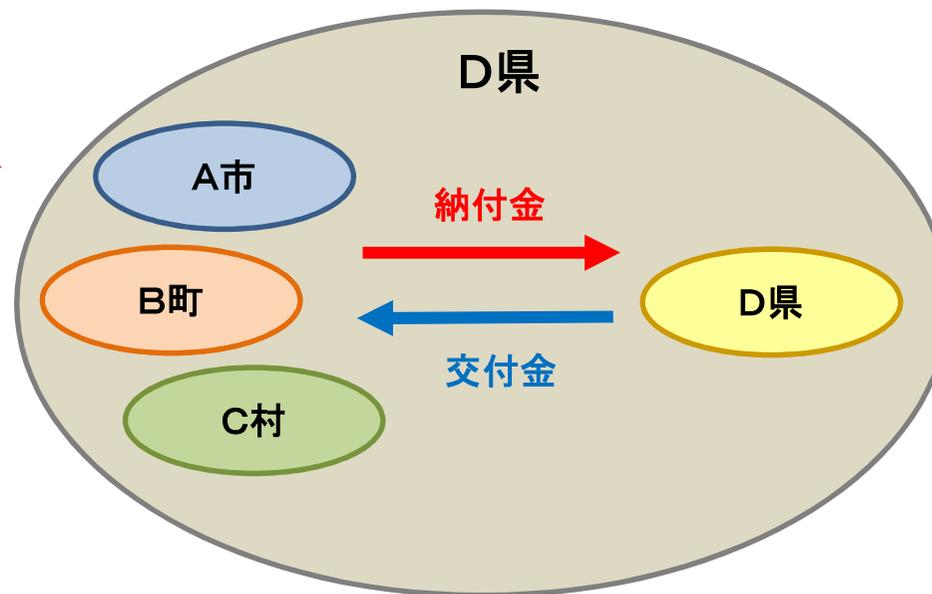
# 平成30年度国保制度改正のあらまし

【現行】市町村単位で運営



制度改正後

【制度改正後】県単位での運営となり、県が財政運営責任等の中心的役割を担う



平成30年度の国保制度改正により、従来の市町村単位の国保運営から、新たに県が国保の運営に加わり県単位の運営となる。

## 県と市町村の役割

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政運営を担い、保険給付に必要な費用を交付金として市町村に全額支払う。</li> <li>・交付金の財源となる納付金の額を市町村毎に決定する。また、納付金等に必要となる保険税を確保するための税率(標準保険税率)を市町村に提示する。</li> <li>・国保運営方針を決定する。その他、市町村に対する指導的役割を担う(事務の統一化等)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県から提示された標準保険税率を参考に保険税率を決定し、保険税を賦課・徴収する。</li> <li>・保険税、その他の財源により県に対して納付金を納付する。</li> <li>・医療機関(国保連合会)、被保険者から請求された医療費等を、県からの交付金を財源として支払う。</li> <li>・上記のほか、窓口業務、保健事業についても従来どおり市町村がそれぞれ実施する。</li> </ul>

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

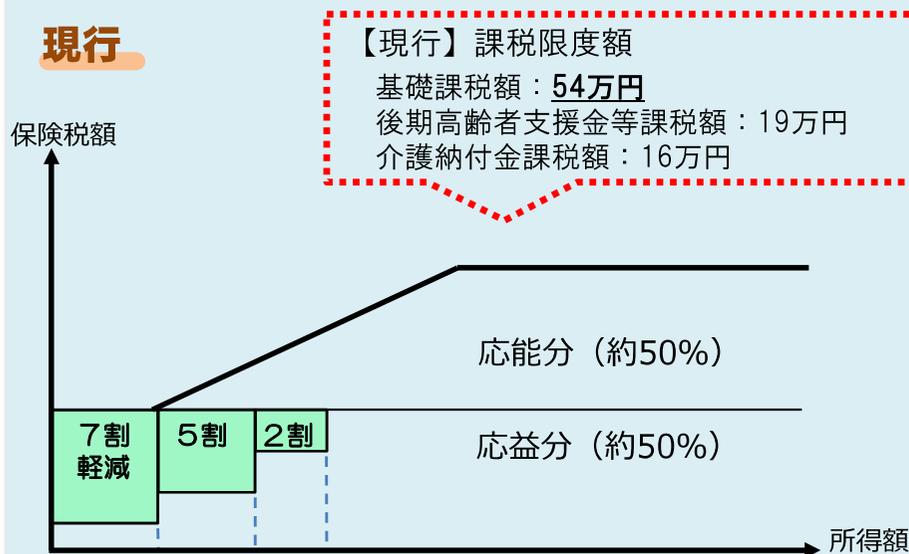
(国民健康保険税)

## 1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。

## 2. 制度の内容

### 現行

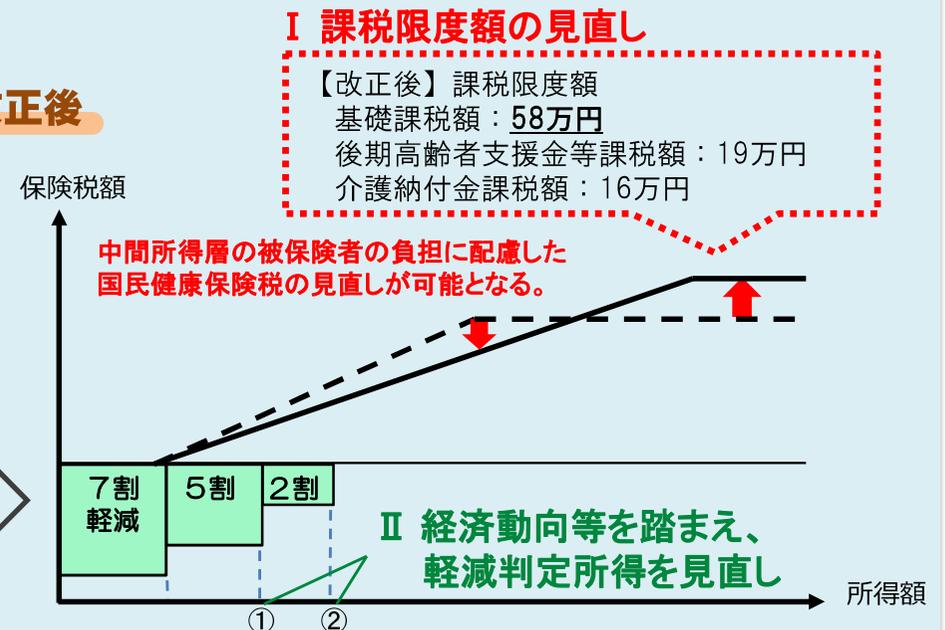


【現行】課税限度額  
 基礎課税額：54万円  
 後期高齢者支援金等課税額：19万円  
 介護納付金課税額：16万円

#### 【現行】軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
- 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋27万円×(被保険者数＊)
- 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋49万円×(被保険者数＊)

### 改正後



#### I 課税限度額の見直し

【改正後】課税限度額  
 基礎課税額：58万円  
 後期高齢者支援金等課税額：19万円  
 介護納付金課税額：16万円

#### II 経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し

#### 【改正後】軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
- 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋27.5万円×(被保険者数＊)
- 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋50万円×(被保険者数＊)

\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)

歳入	科目	30年度	29年度	増減
1 国民健康保険税	一般被保険者国民健康保険税	380,886	412,068	△ 31,182
	現年課税分	362,226	393,740	△ 31,514
	医療給付費分現年課税分	254,508	270,016	△ 15,508
	後期高齢者支援金分現年課税分	80,622	93,857	△ 13,235
	介護納付金分現年課税分	27,096	29,867	△ 2,771
	滞納繰越分	18,660	18,328	332
	医療給付費分現年課税分	12,645	12,986	△ 341
	後期高齢者支援金分現年課税分	3,985	3,260	725
	介護納付金分現年課税分	2,030	2,082	△ 52
	退職被保険者国民健康保険税	6,408	13,836	△ 7,428
	現年課税分	6,094	13,580	△ 7,486
	医療給付費分現年課税分	3,777	8,234	△ 4,457
	後期高齢者支援金分現年課税分	1,247	2,871	△ 1,624
	介護納付金分現年課税分	1,070	2,475	△ 1,405
	滞納繰越分	314	256	58
	医療給付費分現年課税分	203	172	31
	後期高齢者支援金分現年課税分	56	42	14
	介護納付金分現年課税分	55	42	13
	合計	387,294	425,904	△ 38,610
	2 使用料及び手数料	督促手数料	1	1
3 県支出金	保険給付費等交付金	1,624,192	92,650	1,531,542
	普通交付金	② 1,613,536	0	1,613,536
	特別交付金	10,656	92,650	△ 81,994
	保険者努力支援分	5,854	0	5,854
	特別調整交付金分	1	90,000	△ 89,999
	県繰入分	1	0	1
特定健康診査等負担金	4,800	2,650	2,150	
4 財産収入	利子及び配当金	1	1	0
5 寄附金	寄附金	1	1	0
6 繰入金	一般会計繰入金	149,076	135,322	13,754
	一般会計繰入金	149,076	135,322	13,754
	保険基金安定繰入金(保険税軽減分)	63,190	54,929	8,261
	保険基金安定繰入金(保険者支援分)	37,313	32,435	4,878
	職員給与等繰入金	① 24,872	20,469	4,403
	出産育児一時金等繰入金	③ 3,920	4,200	△ 280
	財政安定化支援事業繰入金	14,675	18,651	△ 3,976
	その他(赤字対応)繰入金	5,106	4,638	468
	基金繰入金	1	0	1
	合計	149,077	135,322	13,755
7 繰越金	前年度繰越金	2,779	28,866	△ 26,087
8 諸収入	延滞金	1,351	1,351	0
	一般被保険者延滞金	1,350	1,350	0
	退職被保険者等延滞金	1	1	0
	預金利子	1	1	0
	滞納処分費	1	1	0
	第三者納付金	12	12	0
	一般被保険者分第三者納付金	10	10	0
	退職被保険者等分第三者納付金	2	2	0
	療養給付費過年度分精算返納金	201	201	0
	一般被保険者返納金	200	200	0
	退職被保険者等返納金	1	1	0
	療養給付費等負担金(過年度分)	1	0	1
	療養給付費等交付金(過年度分)	1	0	1
	特定健康診査等負担金(過年度分)	1	0	1
	雑入	50	50	0
	合計	1,619	1,616	3
	<b>2,164,964</b>	<b>684,361</b>	<b>1,480,603</b>	

廃目

国庫支出金	国庫負担金 事務費負担金		1	△ 1
	国庫負担金 事務費負担金(過年度)		1	△ 1
	国庫負担金 療給等負担金	387,610		△ 387,610
	高額医療共同事業費負担金	15,180		△ 15,180
	特定健康診査等負担金	2,650		△ 2,650
	国庫補助金 調整交付金(普通)	120,000		△ 120,000
	国庫補助金 調整交付金(特別)	141		△ 141
	特別対策費補助金	1		△ 1
合計	525,584		△ 525,584	
療養給付費交付金	療養給付費等交付金	31,190		△ 31,190
	合計	31,190		△ 31,190
前期高齢者交付金	前期高齢者交付金 現年度分	621,243		△ 621,243
	前期高齢者交付金 過年度分	1		△ 1
	合計	621,244		△ 621,244
共同事業交付金	高額医療費共同事業費負担金	73,068		△ 73,068
	保険財政共同安定化事業交付金	540,576		△ 540,576
	合計	613,644		△ 613,644
廃目合計		1,791,662	△ 1,791,662	

歳出	科目	30年度	29年度	増減
1 総務費	総務管理費	24,789	20,370	4,419
	徴収費	11	21	△ 10
	運営協議会費	72	78	△ 6
	合計	① 24,872	20,469	4,403
2 保険給付費	療養諸費	1,376,083	1,300,423	75,660
	一般被保険者療養給付費	1,355,030	1,263,540	91,490
	退職被保険者等療養給付費	11,408	26,350	△ 14,942
	一般被保険者療養費	4,800	6,000	△ 1,200
	退職被保険者等療養費	120	144	△ 24
	審査支払手数料	4,725	4,389	336
	高額療養費	237,121	192,120	45,001
	一般被保険者高額療養費	235,719	186,000	49,719
	退職被保険者等高額療養費	1,402	6,120	△ 4,718
	移送費	20	20	0
	一般被保険者移送費	10	10	0
	退職被保険者等移送費	10	10	0
	出産育児一時金	③ 5,880	6,300	△ 420
	葬祭費	780	800	△ 20
	高額介護合算療養費	312	784	△ 472
	一般被保険者高額介護合算療養費	284	650	△ 366
退職被保険者等高額介護合算療養費	28	134	△ 106	
合計	② 1,620,196	1,500,447	119,749	
3 国民健康保険事業費納付金	医療給付費分	352,152	0	352,152
	一般被保険者医療給付費分	348,375	0	348,375
	退職被保険者医療給付費分	3,777	0	3,777
	後期高齢者支援金等分	105,766	0	105,766
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	104,519	0	104,519
	退職被保険者後期高齢者支援金等分	1,247	0	1,247
	介護納付金分	35,282	0	35,282
合計	493,200	0	493,200	
4 共同事業拠出金	その他の共同事業拠出金	1	1	0
5 財政安定化基金拠出金	財政安定化基金拠出金	1	0	1
6 保健事業費	保健事業費	1,708	541	1,167
	エイズ予防啓発	193	193	0
	医療費適正化事業	1,515	348	1,167
	特定健康診査等事業費	12,534	13,648	△ 1,114
	特定健康診査事業	12,302	12,943	△ 641
	特定保健指導事業	232	705	△ 473
	人間ドック事業費	3,066	4,429	△ 1,363
合計	17,308	18,618	△ 1,310	
7 基金積立金	財政調整基金積立金	2	1	1
8 公債費	利子	1	1	0
9 諸支出金	還付金	2,350	2,350	0
	一般被保険者保険税還付金	2,300	2,300	0
	退職被保険者等保険税還付金	50	50	0
	還付加算金	60	60	0
	一般被保険者保険税還付加算金	50	50	0
	退職被保険者等保険税還付加算金	10	10	0
	国庫支出金等返納金	2,779	5,000	△ 2,221
合計	5,189	7,410	△ 2,221	
10 予備費	予備費	4,194	1,000	3,194
		<b>2,164,964</b>	<b>1,547,947</b>	<b>617,017</b>

備考

- ① 【歳入】職員給与等繰入金 = 【歳出】総務費合計
- ② 【歳入】普通交付金 = 【歳出】保険給付費合計 - (出産育児一時金、葬祭費)
- ③ 【歳入】出産育児一時金等繰入金 = 【歳出】出産育児一時金 × 2/3

廃目

後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金		256,578	△ 256,578
	後期高齢者関係事務費拠出金		19	△ 19
	合計		256,597	△ 256,597
前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金		165	△ 165
	前期高齢者関係事務費拠出金		19	△ 19
	合計		184	△ 184
老人保健拠出金	医療費拠出金		1	△ 1
	事務費拠出金		10	△ 10
	合計		11	△ 11
介護納付金	介護納付金		95,321	△ 95,321
	合計		95,321	△ 95,321
共同事業拠出金	高額医療費共同拠出金		73,068	△ 73,068
	保険財政共同安定化事業拠出金		518,076	△ 518,076
	保険財政共同安定化事業事務費拠出金		1	△ 1
	合計		591,145	△ 591,145
廃目合計			943,258	△ 943,258

## □平成30年度国民健康保険税率について（案）

平成30年度からの国保制度改正により、国保の運営が従来の市町村単位から新たに県が運営に加わり県単位へと変わります。

新たな制度では県が国保の財政運営を担うことになり、保険給付費の支払いに必要となる費用を交付金として市町村に全額支払います。この交付金の財源として、市町村は県が決定した納付金をそれぞれ納付します。納付金は主に被保険者の支払う保険税で賄われるため、市町村は県が示した標準保険税率を参考としながら保険税率を決定していくこととなります。

1月5日、県から平成30年度の納付金、標準保険税率が各市町村に示されました（P15）。現行と比較して標準保険税率が上回るケース、下回るケース様々ですが、琴浦町では全ての標準保険税率が現行税率を下回る結果となりました。

このことは一見すると良い結果と思われそうですが、実際は、急激な保険税率の上昇を抑えるために国・県が行った激変緩和措置の影響を大きく受けたことによる一時的なものです。鳥取県の平成30年度の激変緩和措置は総額約2億4千万円ですが、琴浦町にはこのうち約8千万円が充てられています（P16）。激変緩和措置は平成35年度までの経過措置であり、平成30年度以降は年々減額されていきます。

平成30年度は激変緩和措置の影響で財政に余裕が生じる見込みですが、将来的には大幅な負担増の恐れもあります。このため、平成30年度の保険税率は据え置き、余剰財源が生まれれば財政調整基金に積み立て、将来の負担増に備えます（P17）。

### ◎平成29年度現行税率

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.50%	23.00%	21,500円	21,500円
支援分	2.40%	7.00%	7,200円	7,500円
介護分	1.60%	8.00%	8,100円	5,300円



### ◎平成30年度保険税率（案）

**現行税率に据え置き**

平成29年度 保険税率

市町村名	医療分				支援金分				介護分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
鳥取市	7.10	16.00	22,000	23,000	2.60	4.40	8,400	6,200	2.30	4.80	9,000	6,000
米子市	7.83	16.40	23,600	23,200	2.30	9.60	8,000	7,500	2.29	9.60	9,500	5,100
倉吉市	6.80	22.00	24,600	22,400	1.90	6.00	6,800	6,200	1.55	6.50	8,500	5,000
境港市	8.06	24.73	25,000	26,200	2.55	7.55	7,500	7,000	2.43	8.00	9,200	5,300
岩美町	6.70	30.80	21,750	15,980	2.60	11.50	8,400	6,270	3.60	22.90	11,380	6,540
若桜町	9.80	47.00	28,600	25,600	2.00	9.30	6,000	5,200	1.40	12.00	8,000	4,800
智頭町	7.90	32.80	23,000	21,000	3.70	11.80	10,200	8,000	3.90	12.80	12,000	7,000
三朝町	8.50	15.00	22,000	20,000	2.50	9.50	10,000	7,000	2.50	9.50	10,000	7,000
日吉津村	6.50	15.00	25,000	20,000	1.75	5.00	8,000	7,200	1.95	3.80	9,000	5,900
日南町	5.50	28.00	20,600	16,600	3.10	15.60	8,500	9,200	2.00	10.70	7,400	7,600
日野町	6.20	22.50	18,900	14,000	2.90	10.00	9,000	6,000	2.50	10.00	8,200	5,600
江府町	7.10	27.43	21,000	17,000	2.40	8.50	7,400	6,400	2.00	9.00	8,000	5,000
琴浦町	6.50	23.00	21,500	21,500	2.40	7.00	7,200	7,500	1.60	8.00	8,100	5,300
湯梨浜町	7.40	24.00	24,000	22,000	2.00	9.00	7,000	6,000	2.00	8.00	7,500	6,000
南部町	5.28	23.35	19,400	13,600	3.57	15.84	13,100	9,200	2.35	14.13	10,600	5,500
伯耆町	5.83	28.90	21,900	17,900	1.46	7.23	5,400	4,400	1.20	8.12	8,300	4,800
大山町	6.76	28.00	25,000	20,800	2.36	10.20	8,600	7,000	2.80	14.00	11,600	6,400
八頭町	7.88	23.60	21,200	17,600	3.10	10.70	8,900	7,000	3.32	12.30	10,900	5,700
北栄町	6.30	26.00	28,000	26,000	1.81	8.50	7,600	7,200	1.36	8.00	8,200	5,800

市町村標準保険料率(市町村算定方式)

市町村名	医療分				支援金分				介護分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
鳥取市	6.93	0.00	23,788	22,531	2.78	0.00	9,519	9,016	2.28	0.00	9,561	6,979
米子市	7.70	15.83	21,406	19,535	2.65	11.15	8,651	7,530	2.58	10.89	10,274	5,513
倉吉市	6.10	20.30	22,984	19,691	2.09	6.69	7,768	6,666	1.76	7.17	10,216	6,107
境港市	8.47	26.26	25,778	24,726	2.32	6.93	6,774	5,785	2.27	7.54	8,649	4,983
岩美町	6.15	27.93	19,886	13,431	2.71	11.76	8,633	5,925	2.53	14.68	7,792	4,501
若桜町	7.53	37.37	22,086	18,488	1.90	9.14	5,999	4,862	1.10	9.60	6,957	4,165
智頭町	7.66	32.23	23,165	19,627	2.70	8.78	7,718	5,615	2.22	7.31	7,330	4,292
三朝町	9.23	15.13	22,749	19,136	2.37	8.44	9,120	5,906	2.04	6.72	7,543	5,289
日吉津村	6.46	12.85	20,632	15,074	1.66	4.17	6,574	5,403	1.58	1.95	5,380	3,599
日南町	6.94	34.71	26,509	19,411	2.44	11.44	6,309	6,204	1.66	7.91	6,041	6,327
日野町	6.93	25.38	21,914	15,061	2.61	9.01	8,323	5,148	1.87	6.56	6,301	4,293
江府町	8.24	32.09	25,423	19,107	2.51	8.97	8,080	6,490	2.21	10.54	10,014	6,302
琴浦町	6.30	20.34	19,321	17,806	2.19	5.79	6,050	5,806	1.41	6.75	7,175	4,685
湯梨浜町	7.72	23.56	24,174	20,567	2.36	10.13	8,126	6,462	2.11	7.76	8,389	6,768
南部町	7.01	30.70	25,379	16,389	2.61	10.92	8,829	5,714	1.94	10.25	8,818	4,620
伯耆町	6.24	29.35	22,136	16,696	2.49	11.99	8,985	6,753	1.61	11.02	11,819	6,813
大山町	7.01	28.15	25,416	19,608	2.33	9.78	8,337	6,292	2.08	9.76	8,531	4,707
八頭町	7.43	21.52	20,004	15,121	2.62	8.77	7,552	5,404	2.29	7.73	7,991	4,215
北栄町	6.35	22.95	24,496	20,954	1.79	7.67	6,924	6,042	1.18	6.23	6,753	4,810

比較増減

市町村名	医療分				支援金分				介護分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
鳥取市	-0.17	-16.00	1,788	-469	0.18	-4.40	1,119	2,816	-0.02	-4.80	561	979
米子市	-0.13	-0.57	-2,194	-3,665	0.35	1.55	651	30	0.29	1.29	774	413
倉吉市	-0.70	-1.70	-1,616	-2,709	0.19	0.69	968	466	0.21	0.67	1,716	1,107
境港市	0.41	1.53	778	-1,474	-0.23	-0.62	-726	-1,215	-0.16	-0.46	-551	-317
岩美町	-0.55	-2.87	-1,864	-2,549	0.11	0.26	233	-345	-1.07	-8.22	-3,588	-2,039
若桜町	-2.27	-9.63	-6,514	-7,112	-0.10	-0.16	-1	-338	-0.30	-2.40	-1,043	-635
智頭町	-0.24	-0.57	165	-1,373	-1.00	-3.02	-2,482	-2,385	-1.68	-5.49	-4,670	-2,708
三朝町	0.73	0.13	749	-864	-0.13	-1.06	-880	-1,094	-0.46	-2.78	-2,457	-1,711
日吉津村	-0.04	-2.15	-4,368	-4,926	-0.09	-0.83	-1,426	-1,797	-0.37	-1.85	-3,620	-2,301
日南町	1.44	6.71	5,909	2,811	-0.66	-4.16	-2,191	-2,996	-0.34	-2.79	-1,359	-1,273
日野町	0.73	2.88	3,014	1,061	-0.29	-0.99	-677	-852	-0.63	-3.44	-1,899	-1,307
江府町	1.14	4.66	4,423	2,107	0.11	0.47	680	90	0.21	1.54	2,014	1,302
琴浦町	-0.20	-2.66	-2,179	-3,694	-0.21	-1.21	-1,150	-1,694	-0.19	-1.25	-925	-615
湯梨浜町	0.32	-0.44	174	-1,433	0.36	1.13	1,126	462	0.11	-0.24	889	768
南部町	1.73	7.35	5,979	2,789	-0.96	-4.92	-4,271	-3,486	-0.41	-3.88	-1,782	-880
伯耆町	0.41	0.45	236	-1,204	1.03	4.76	3,585	2,353	0.41	2.90	3,519	2,013
大山町	0.25	0.15	416	-1,192	-0.03	-0.42	-263	-708	-0.72	-4.24	-3,069	-1,693
八頭町	-0.45	-2.08	-1,196	-2,479	-0.48	-1.93	-1,348	-1,596	-1.03	-4.57	-2,909	-1,485
北栄町	0.05	-3.05	-3,504	-5,046	-0.02	-0.83	-676	-1,158	-0.18	-1.77	-1,447	-990

- ・琴浦町の標準保険税率は現行税率(平成29年度)と比較すると全ての税率が下がる結果となった。
- ・鳥取市は資産割を廃止するため、標準保険料率は3方式(所得割・均等割・平等割)で算出されている。

激変緩和影響額

市町村名	H30 被保険者数 (一般)	構成比	H30 被保険者数 (一般介護)	構成比	1人あたり激変緩和額				激変緩和額(被保険者数×1人あたり激変緩和額)			
					医療	支援	介護	総額	医療	支援	介護	総額
鳥取県	120,556		38,391		566	978	1,540	3,083	68,183,268	117,868,049	59,114,884	245,166,201
鳥取市	37,669	31.25%	12,199	31.78%				0	0	0	0	0
米子市	29,909	24.81%	9,349	24.35%				0	0	0	0	0
倉吉市	10,993	9.12%	3,504	9.13%		2,883	3,555	6,438	0	31,692,819	12,456,720	44,149,539
境港市	6,759	5.61%	1,980	5.16%	303	3,228	3,475	7,006	2,047,977	21,818,052	6,880,500	30,746,529
岩美町	2,810	2.33%	910	2.37%				0	0	0	0	0
若桜町	778	0.65%	258	0.67%		5,607	6,233	11,840	0	4,362,246	1,608,114	5,970,360
智頭町	1,644	1.36%	582	1.52%				0	0	0	0	0
三朝町	1,464	1.21%	488	1.27%	2,207	107	2,004	4,318	3,231,048	156,648	977,952	4,365,648
日吉津村	721	0.60%	230	0.60%	15,246	8,999	12,476	36,721	10,992,366	6,488,279	2,869,480	20,350,125
日南町	1,092	0.91%	362	0.94%	3,868		4,528	8,396	4,223,856	0	1,639,136	5,862,992
日野町	730	0.61%	185	0.48%	2,583		4,045	6,628	1,885,590	0	748,325	2,633,915
江府町	593	0.49%	186	0.48%				0	0	0	0	0
琴浦町	4,266	3.54%	1,409	3.67%	10,471	4,525	10,848	25,844	44,669,286	19,303,650	15,284,832	79,257,768
湯梨浜町	3,703	3.07%	1,181	3.08%				0	0	0	0	0
南部町	2,535	2.10%	722	1.88%	447		59	506	1,133,145	0	42,598	1,175,743
伯耆町	2,709	2.25%	842	2.19%				0	0	0	0	0
大山町	4,379	3.63%	1,348	3.51%		1,609		1,609	0	7,045,811	0	7,045,811
八頭町	3,676	3.05%	1,235	3.22%				0	0	0	0	0
北栄町	4,126	3.42%	1,421	3.70%		6,544	11,687	18,231	0	27,000,544	16,607,227	43,607,771

1人当たり保険税負担額

	平成29年度				標準保険税率(H30)				差引
	医療	支援	介護	合計	医療	支援	介護	合計	
鳥取県				0	60,225	22,454	24,468	107,147	
鳥取市	59,597	20,703	22,839	103,140	58,269	24,062	24,148	106,479	3,340
米子市	61,654	20,316	23,333	105,303	59,736	24,146	28,653	112,535	7,232
倉吉市	60,735	17,116	19,292	97,143	56,123	20,205	24,557	100,885	3,741
境港市	63,740	19,485	22,583	105,809	70,398	18,230	23,415	112,043	6,233
岩美町	52,520	20,154	31,346	104,021	47,802	21,257	19,889	88,948	-15,073
若桜町	69,664	14,644	15,765	100,073	51,396	14,661	12,839	78,896	-21,177
智頭町	58,849	25,273	33,006	117,128	58,042	17,391	16,236	91,669	-25,459
三朝町	55,656	20,252	23,968	99,876	61,701	18,886	18,954	99,540	-336
日吉津村	73,786	22,617	28,732	125,135	65,160	19,242	19,283	103,685	-21,450
日南町	55,819	27,849	26,797	110,465	77,324	21,284	22,446	121,055	10,590
日野町	45,903	21,118	21,635	88,657	56,366	19,946	16,639	92,951	4,294
江府町	54,892	18,841	19,053	92,786	68,971	21,020	24,799	114,790	22,004
琴浦町	64,057	22,510	23,512	110,079	60,499	19,794	21,464	101,757	-8,322
湯梨浜町	63,362	18,218	22,415	103,995	66,943	22,398	25,983	115,323	11,328
南部町	48,227	31,538	28,728	108,493	64,428	19,575	22,110	106,113	-2,380
伯耆町	58,138	14,692	18,265	91,094	61,038	26,454	27,733	115,225	24,130
大山町	63,023	21,886	30,430	115,340	66,250	21,782	22,313	110,345	-4,995
八頭町	56,943	23,018	26,579	106,540	54,397	19,438	19,108	92,944	-13,597
北栄町	74,922	22,000	26,207	123,129	69,768	20,860	21,250	111,879	-11,250

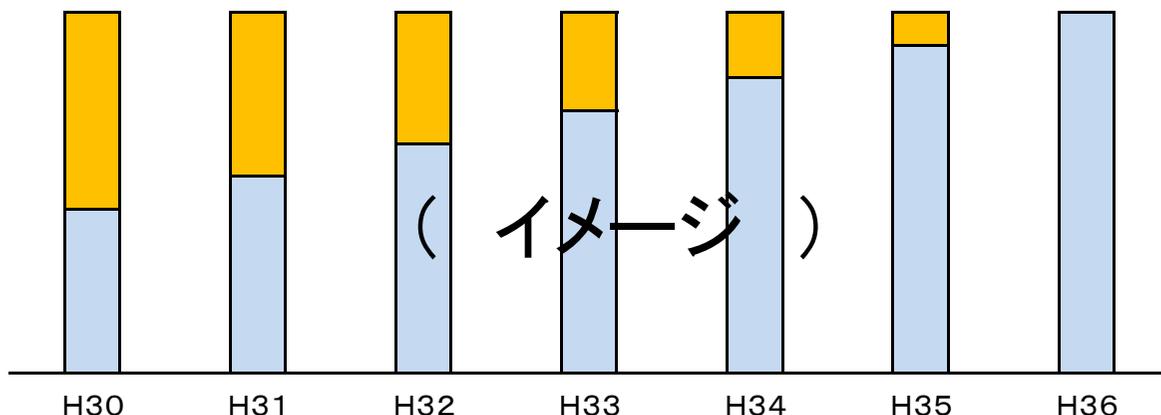
・平成30年度の鳥取県全体の激変緩和措置は約2億4千万円。このうち琴浦町に約8千万円(およそ1/3)が充てられている。

・1人当たりの激変緩和額では日吉津村が1位で琴浦町は2位となる。しかし、被保険者数が異なることから総額では琴浦町が1位となる。

## 今後の財政運営イメージ

激変緩和措置

保険税額



※この資料は保険税率を据え置き、激変緩和措置終了後に備えるイメージを表したものです。表中の金額等はあくまで参考であり、実際と異なります。

### 条件設定

(1) 納付金の金額が一定で、激変緩和措置が平成31年以降1/5ずつ減少していくと仮定。

(2) 現行税率と標準保険税率の保険税額を平成29年ベースで比較したところ約4500万円の差となった(現行税率の方が高い)。

(3) (2)より、税率を据え置いた場合、平成30年度は4000万円の積み立てができると仮定し、以後激変緩和の減少に伴い積立額が減少していくとする。

(単位:千円)

	激変緩和 (ア)	保険税額 (イ)	積立額 (ウ)	積立総額 (エ)
H30	79,255	417,489	40,000	40,000
H31	66,046	430,698	26,791	66,791
H32	52,837	443,907	13,582	80,373
H33	39,628	457,117	373	80,745
H34	26,418	470,326	-12,837	67,908
H35	13,209	483,535	-26,046	41,863
H36	0	496,744	-39,255	2,608
H37	0	496,744	-39,255	-36,648
H38	0	496,744	-39,255	-75,903

上記の条件設定のとおりで財政運営していくと、左表のとおりH34年度には積立金の取り崩しが始まり、H37年度に積立金は無くなることになる。

実際には激変緩和の今後の見通しも不透明であり、その他の交付金、納付金等の精算等様々な要素が影響することから、保険税は据え置き、余剰財源が出た場合は基金に積み立てておく必要がある。

- ・納付金額及びその他の要素は一定と仮定し、常に(ア)+(イ)=496,744となるとする。
- ・(イ)の保険税額とは、県の試算による町が納付金等の支払のために保険税で集めるべき金額。
- ・(ウ)はH31以降激変緩和の減額分と相殺し、残った部分が毎年積み立てされる。積み立てができなくなったら(エ)から取り崩していくとする。

## 第2期琴浦町国民健康保険 保健事業実施計画（データヘルス計画）（第3期 特定健康診査等実施計画）の概要について

1. 計画期間 平成30年度～35年度 「第3期琴浦町国民健康保険特定健康診査等実施計画」を「第2期琴浦町国民健康保険保健事業実施計画」の一部として位置付け、一体的に策定

### 2. 琴浦町国民健康保険被保険者の特徴（P11～22）

【疾病別医療費】H28KDB データより算出

- ・大分類:「新生物」が医療費合計の18.5%を占め、続いて「循環器系の疾患」、「精神及び行動の障害」、「内分泌、栄養及び代謝疾患」が高い割合を占めている。県・同規模・国と比較してみたところ、概ね同様の傾向が見られるが、「新生物」は、国に比べ総点数に占める割合が高い。また、平成26年度データに比べ、「**新生物**」による医療費およびその割合が増加している。
- ・中分類:「腎不全」が6.7%を占め、続いて「糖尿病」、「その他の悪性新生物」、「高血圧性疾患」、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が高い割合を占めている。県、同規模、国も概ね同様の傾向であるが、「**腎不全**」は、**県、同規模、国に比べ総点数に占める割合が高い**。また、平成26年度データに比べ、「高血圧性疾患」による医療費およびその割合は減少したが、「**腎不全**」による医療費およびその割合が増加している。
- ・年齢階層別医療費:年齢が高くなるにつれて医療費が高くなっており、70歳以上で31.7%、60～69歳で29.9%、60～64歳で15.7%と60歳以上で全医療費の77.3%を占めている。中でも「新生物」、「循環器系の疾患」、「内分泌栄養及び代謝疾患」、「筋骨格系及び結合組織の疾患」などが上位を占めている。また、平成26年度データに比べ、**65歳以上では「新生物」による医療費およびその割合が増加している**。

【特定健康診査の結果からみた状況】H28 特定健診データより

- ・受診率:37.1%（対象者数 3,412人、受診者数 1,266人）  
第1期の最終年である平成24年度の39.0%と比較すると、約2%低く、特に男性の40歳代、70歳代で大きな減少が見られる。女性も男性ほどではないものの、70歳代での減少が見られる。
- ・検査結果別有所見者の状況  
県と比べ、男性では、肥満、脂質異常、血圧の有所見者の割合は概ね低い割合となっているが、女性では、同じ又は高い割合である。**女性では、特に血糖およびHbA1cの有所見者の割合がととも高い**。
- ・メタボリックシンドロームの割合  
予備群及び該当者の割合は、23.9%で、県平均の26.8%よりも低くなっている。男女別で見ると、女性14.4%に対し、**男性は36.1%と3人に1人が予備群以上に該当している**。また、年代別割合をみると、50歳代前半からメタボリックシンドローム該当者の割合が急激に伸びている。
- ・高血圧・脂質異常・糖尿病有病者等の状況  
**高血圧の有病者が33.2%と約3分の1に**なっており、境界高血圧と合わせると**6割に達しようとしている**。脂質異常についても、予備群と有病者を合わせると27.2%と3割に達しようとしている。また、糖尿病については、予備群と有病者を合わせると28.1%と4人に1人が所見を有している。

### 3. 第1期計画(平成28年度～平成29年度)の評価(P23～31)

#### ○事業1 特定健康診査【中・長期的事業】

- ・成果と課題:受診券の配布方法を変更したため、受診率が大きく下がった。町民への周知が必要。

**60～64歳の受診率の落ち込みが大きく、被用者保険から国保への切替え時の健診受診啓発が必要。**

#### ○事業2 特定保健指導【中・長期的事業】

- ・成果と課題:集団健診会場での保健指導や中間評価の実施により、保健指導実施率が伸びた。医療機関

での健診受診者は保健師との面談機会がなく、特定保健指導の説明が不十分となるためか、利用を拒まれやすい。実施率の向上とあわせ、改善率を向上させる取り組みが必要。

○事業3 生活習慣病重症化予防【中・長期的事業】

・成果と課題:要医療など検査数値が著しく高い者については訪問による受診勧奨・指導を行い、4割の方の医療機関受診に繋がった。医療機関受診が必要な方が受診されていない状況があるため、適正医療に繋がるようさらなる受診勧奨等が必要。

○事業4 糖尿病性腎症重症化予防【中・長期的事業】

・成果と課題:訪問指導対象者のうち医療機関受診者は約5割であり、まだ全員の医療機関受診に繋がっていない。医療機関受診者のうち約半数は糖尿病または腎疾患の診断名が付き適正医療に繋がった。

○事業5 地域の健康課題対策に向けた健康づくり推進員及び食生活改善推進員との連携事業【中・長期的事業】

・成果と課題:下郷地区でまちの保健室を立ち上げ、健康に関する情報提供や健康づくり実践の場を作ることができたが、参加者のみならず地域全体へ健康づくりの意識を波及させていく仕組みが必要。

○事業6 重複・頻回受診者訪問指導【短期的事業】

・成果と課題:訪問前後で医療費が減少した対象者もいるが、整形外科への消炎鎮痛処置での頻回受診者は本人が自覚されてはいるものの受診回数が減らない。

○事業7 ジェネリック医薬品差額通知【短期的事業】

・成果と課題:医薬品差額通知書送付回数を増やしたことにより、ジェネリック医薬品普及率(年度平均)が増加し、65%超を維持している。

4. 第2期計画(平成30年度～平成35年度)の取り組み(P32～53)

○成果目標

①生活習慣病に着目し、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」を重点3疾病と位置付け、保健指導等の強化を図ることで、生活習慣病に特化した医療費等を減少させる。

⇒糖尿病性腎症の重症化予防、高血圧症対策、脂質異常症の重症化予防に取り組む。

→特定健診会場で保健指導の初回面接を実施する。

→保健指導受診を呼びかけるチラシを医療機関に設置し、保健指導受診率向上に努める。

→健診および医療機関未受診者に対し、まずは早期に受診し自身の健康状態を把握し、必要に応じて早期に専門機関を受診していただけるよう広報紙等により啓発を行なう。

→平成30年度に県が策定予定の糖尿病性腎症重症化予防プログラムに従い、医療機関と連携し重症化予防に取り組む。

②特定健診受診率50～60%台をめざす。

→特定健診受診期間を翌年2月まで延長する。

→定期的に広報紙に記事を掲載し健診受診啓発を行なう。

→被用者保険から国保への切替え時にパンフレットを配布し健診の受診方法等を周知する。

③人工透析の新規発症者数を抑制する。

→早期発見・早期治療の重要性について広報紙等で啓発を行なう。

④生活習慣病の医療費支出額を現状以下に抑制する。

⑤ジェネリック医薬品切替率を80%台まで上昇させる。

⑥全国健康保険協会鳥取支部とのデータ共同分析や情報共有、さらには特定健診等の受診率向上や生活習慣病の重症化予防に向けた取り組みを包括的に推進することで、地域全体の健康づくりを効果的に実施するとともに退職者の国保加入後における医療費を抑制する。

平成30年琴浦町条例第 号

琴浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

琴浦町国民健康保険条例(平成16年琴浦町条例第127号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(町が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第1条 町が行う国民健康保険の<u>事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(町の国民健康保険事業の<u>運営に関する協議会</u>の委員の定数)</p> <p>第2条 琴浦町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 <u>3人</u></p> <p>(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>3人</u></p> <p>(3) 公益を代表する委員 <u>3人</u></p>	<p>(町が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 町が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(<u>国民健康保険運営協議会</u>の委員の定数)</p> <p>第2条 琴浦町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 <u>4人</u></p> <p>(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>4人</u></p> <p>(3) 公益を代表する委員 <u>4人</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の琴浦町国民健康保険条例第2条による琴浦町国民健康保険運営協議会の委員の定数は次の委員の改選のときから適用し、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了までの期間はなお従前の例による。

## 市町村別公益代表選出基準

	公益代表 人数	1	2	3	4	5
鳥取市	5	大学	商工会議所	民生児童委員連合会	青年中央会	自治連合会
米子市	4	公民館連合会	社会福祉協議会	食生活改善推進員	鳥大医学部	
倉吉市	5	農協	民生児童委員	商工会議所	鳥取看護大学	自治公民館連合会
境港市	4	民生委員、保護司から選出(4名)				
岩美町	4	自治会選出(元自治会長等)(4名)				
若桜町	3	体育協会会長	老人クラブ	民生委員		
智頭町	3	智頭急行社員	社会保険の被扶養者	民生委員		
八頭町	3	女性団体連絡協議会に選出依頼(3名)				
三朝町	3	民生委員	学識経験者2名(実際は役場OB等)			
湯梨浜町	3	商工会	社会福祉協議会	女性団体連絡協議会		
北栄町	2	民生委員	NPO代表			
琴浦町	4	議会	農業委員会	民生児童委員	食生活改善推進員	
日吉津村	2	議会	議会			
大山町	3	民生委員	民生委員	民生委員		
南部町	3→2	議会	地区代表者の会長			
伯耆町	4	社会福祉協議会(旧岸本町)	社会福祉協議会(旧溝口町)	民生委員(旧岸本町)	民生委員(旧溝口町)	
日南町	3	町づくり協議会	直営病院の元看護師長	自治会長	民生委員(過去)	
日野町	3	社会福祉協議会	民生児童委員	食生活改善推進員		
江府町	4	議会	議会	議会	農協	

# 後発医薬品 数量シェア率 推移(琴浦町国保)

※後発医薬品数量シェア(置き換え率) = 後発医薬品の数量 / (後発医薬品のある先発医薬品の数量 + 後発医薬品の数量)

